

III. WG 検証結果

Ⅲ. WG 検証結果

【検証ワーキンググループの位置づけと設置】

「学科試験問題」、「実技試験課題」に係る具体的な検証を行うにあたっては、現に「介護技能実習評価試験」が実施されていることや、試験問題等については極めて秘匿性が高いなどの理由から、委員会等において詳細に明示することができないため、第1回検討委員会において、別途、検証ワーキンググループ（以下、「検証WG」という。）を設置すること及びその構成員として川井委員長と伊藤委員を選任することが議決された。

検証WGでは、事務局より「介護技能実習評価試験」の仕組みの構築の経緯等に関する説明のほか、これまでの「初級試験」、「専門級試験」、「上級試験」の学科試験、実技試験の実施状況を報告し、提示した各種データを基に検証を行った。

本章では、これら検証に用いた資料等の中から、可能な範囲で検討経緯の説明や実績データ等の資料を掲載するとともに、その検証結果の概要について取り纏めている。

1. 「介護技能実習評価試験」の仕組みの構築過程について

(1) 技能実習制度への「介護職種」追加の経緯

技能実習制度における職種追加にあたっては、職業能力開発促進法（昭和44年法律第6号）第44条第1項に規定する検定職種に該当がない場合は、当該職種の属する事業を所管する省庁が同意していることを前提に、当該職種に関する技能実習評価試験（技能実習法第8条第2項第6号において規定する技能実習評価試験をいう）を整備することにより、移行対象職種として追加することができる。

「介護職種」については、評価に関する既存の枠組み（技能検定職種）が構築されていなかったことから、業所管庁である厚生労働省の同意を得て、同省の人材開発統括官の定める「技能実習制度における移行対象職種・作業の追加等に係る事務取扱要領」に基づき、制度共通のルール及び他職種の技能実習評価試験の内容及び方法を踏まえつつ、以下の【図表64】の流れに沿いながら、介護業界の関連団体の総意に基づき追加手続きが進められてきたものであった。

また、具体的に介護職種に係る技能評価試験（技能実習の成果が評価できる公的評価システム）を構築するにあたっては、評価試験の基準案、試験案を作成した上で、試行運用によって公正な評価結果が得られていること、これらの結果を踏まえ、業界の総意としての合意形成がなされていることなどの諸条件をクリアした上で、厚生労働省人材開発統括官の下に設置された「技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議」における審査を経て認可されていた。

このように、介護職種の追加にあたっては、厚生労働省の人材開発統括官の定める「技能実習制度における移行対象職種・作業の追加等に係る事務取扱要領」に基づき、その手順にしたがって準備が進められ、介護業界の関係団体の総意に基づき構築されてきたものであった。

図表 64 職種追加の流れ

【3】外国人技能実習制度に介護職種が追加になった背景

(4) 職種追加の流れ (技能実習制度における移行対象職種・作業の追加等に係る事務取扱要領 (平成30年3月厚生労働省人材開発統括官) より)

① 関係者の合意	<ol style="list-style-type: none"> 1. 業界内の合意 2. 海外の実習ニーズの把握 (自国において技能の習得ができないことが条件) 3. 業所管省庁 (厚生労働省) への相談 4. 外国人技能実習機構への連絡 5. 海外人材育成担当参事官室から 業所管省庁 (厚生労働省) に対する同意の照会・回答 等
② 評価試験案の作成	<ol style="list-style-type: none"> 1. 評価試験の基準案、試験案の作成 2. 試行運用
③ 技能実習計画の審査基準案の作成	<ol style="list-style-type: none"> 1. 業務の範囲の明確化 2. 技能実習計画の審査基準案を作成
④ 専門家会議における確認及びパブリックコメント	<ol style="list-style-type: none"> 1. 専門家会議における意見聴取 (介護職種の概要/ 試験の公正性・公平性等) 2. パブリックコメント 3. 専門家会議における認定基準の適合性の確認
⑤ 技能実習評価試験の認定、審査基準の決定及び施行規則の改正	<p>④の結果を踏まえ、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人材開発統括官は試験の認定及び審査基準の決定 2. 法務省及び厚生労働省は施行規則の改正
⑥ その他 (固有要件等)	<p>当該職種の固有の事情に基づく独自の要件を課す場合には、業所管省庁 (厚生労働省) が内容の検討を行い、法務省及び厚生労働省と協議の上、告示を行う。 告示の内容については、業所管省庁 (厚生労働省) が専門家会議に出席し、説明を行う。</p>

なお、こうした「介護技能実習評価試験」の構築にあたっては、技能実習制度における既存の公的評価システム (他職種) の評価システム及び認定基準等の要件はもとより、厚生労働省の「外国人介護人材の受入れの在り方に関する検討会 中間まとめ」 (平成 27 年 2 月 4 日) の内容及び「介護職種」の追加にあたって求められた固有の要件等を踏まえながら、平成 28 年度に当会内に設置した「技能実習制度に介護分野を追加する際の技能評価システムのあり方に関する調査研究事業」の検討委員会において、「技能評価システムのあり方」、「学科試験の試験評価項目」、「実技試験の方法及び試験課題」等が検討されている。

【図表 65】は、技能実習で対象とする介護に係る業務を類型化するとともに、介護技能実習評価試験の構造についてイメージ化したものである。【図表 66】は、さらに、この類型化にあたっての考え方を整理し、我が国の介護職の到達点として、介護業務は単なる作業としての技能の移転ではなく、人間の尊厳、自立支援、コミュニケーションの重要性など、そのベースとなる考え方の理解も重要であることが盛り込まれていた。

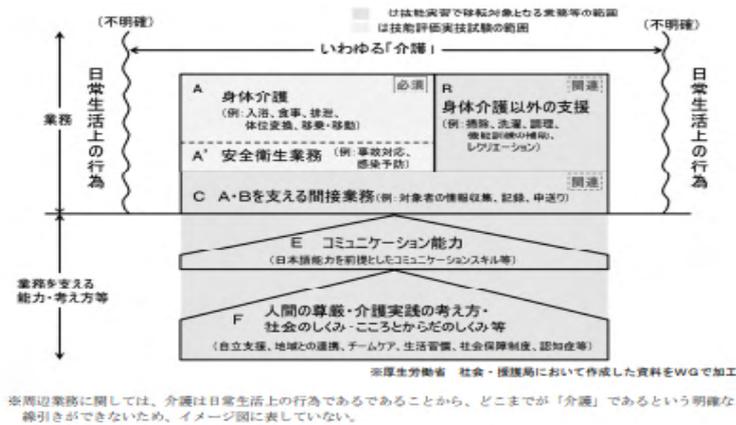
このように介護技能実習評価試験の学科試験問題、実技試験課題の原案が取り纏められた後、介護現場 (特別養護老人ホーム・老人保健施設等) において、実際に介護業務に従事している外国人介護人材 (日本人の配偶者等) を「受検生 (技能実習生) 役」とし、介護現場での経験が豊富な介護福祉士に「技能実習指導員役」並びに「試験評価者役」として、試行試験が実施され、公的評価システムとしての公正性・公平性・均質性等の検証、並びに実際の外国人の日本語の理解度の検証、試験評価者の評価手法の検証等が行われていた。

こうした検証データ等を基に、さらに検討が進められ、「評価試験の基準案」「試験実施方法等の案」が策定されていた。これらの案については、介護分野の関係団体が参画する協議体に諮り、各種意見を求めるとともに、修正等が行われていた。特に、「事故対応」「感染症対応」などについては、

「初級試験」から学科試験問題、実技試験課題とするよう強い要請があったとのことであり、これらの要請は、現在の介護技能実習評価試験に反映されていた。

さらには、前述の厚生労働省人材開発統括官の下に設置された「技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議」では、試行試験等の結果を踏まえ、試験の公正性、公平性について意見が出されていたが、こちらについても現在の介護技能実習評価試験に反映されていた。

図表 65 技能実習で対象とする場合の「介護」のイメージ



また、上記を具体的項目ごとに大項目・中項目として整理すると下表のとおりとなる。

業務	大項目	中項目
必須業務	身体介護	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴 ・食事 ・排泄 ・衣服の着脱 ・体位変換 ・移乗・移動 ・利用者の特性に応じた対応
	安全衛生業務	<ul style="list-style-type: none"> ・感染予防 ・事故対応
関連業務	身体介護以外の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・掃除、洗濯、調理 ・機能訓練の補助・レクリエーション ・情報収集 ・記録・報告
周辺業務	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・用品管理
業務を支える能力・考え方等		<ul style="list-style-type: none"> ・心身機能・身体構造の理解 ・日本文化・社会の理解 ・対人関係 ・コミュニケーション

出典：平成 28 年度社会福祉推進事業 「技能実習制度に介護分野を追加する際の技能評価システムのあり方に関する調査研究事業」報告書 (一般社団法人シルバーサービス振興会) より抜粋

- 前述した「技能実習制度に介護分野を追加する際の技能評価システムのあり方に関する調査研究事業」の検討委員会においても、「技能実習制度における実技試験は、「技能」が適切に移転されているかを評価するものである。介護分野においては、単なる作業の遂行を評価するものではなく、利用者の自立支援を実現するための思考過程に基づく行為が行われているかを含めて評価を行う必要があり、個々に異なる利用者の状態像に応じた介護行為を行えるかどうかを評価することが求められる。」とされていた。

また、この検討の際に①人形を利用者に見立てる方法、②モデルを利用者に見立てる方法も検討されたが、①の場合には、介護において欠かせない利用者への声掛け（状態像の確認や介護行為の説明）や、利用者の同意確認等のコミュニケーションや状態像の再現性がないこと、②の場合には、モデルに対して詳細な利用者像の設定をする必要があることから、実際にこの手法を用いた検証の結果、モデルや技能実習生が事前にこうした詳細な状態像を理解しておかなければならないという負担が課題となった。また、技能実習生が目指す到達水準は「自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を提供できる」であるのに対して、モデルは決められた動作しか取らないため、技能実習生が被介護者の心身の変化に合わせた介護を実践できることを評価することはできない。さらに、モデルの準備、状態像を理解させるための教育等にも負担が生じることが課題となっていた。

こうした介護技能実習評価試験の試験実施方法の検討経緯については、事務局より【図表 67】～【図表 73】を用いて説明がなされた。

また、こうした試験実施方法は、製造業等で多用されている集合形式による試験（同一会場において、予め日時・場所を設定し、ここに受検生、技能実習指導員、試験評価者といった関係者が集い、同じ条件の下で試験を実施する方法）に比べて、関係者間の日程調整等が煩雑になるとともに、多くの試験評価者を養成しなければならなくなること、一方、介護人材不足が深刻化する介護現場の状況に鑑み、試験評価者のみが移動することで足りる上、試験評価者も各都道府県内に配置され、原則として都道府県内での移動（近隣の地域での試験実施）となることから、試験終了後に現場に戻れるというメリットもあることなどが確認された。

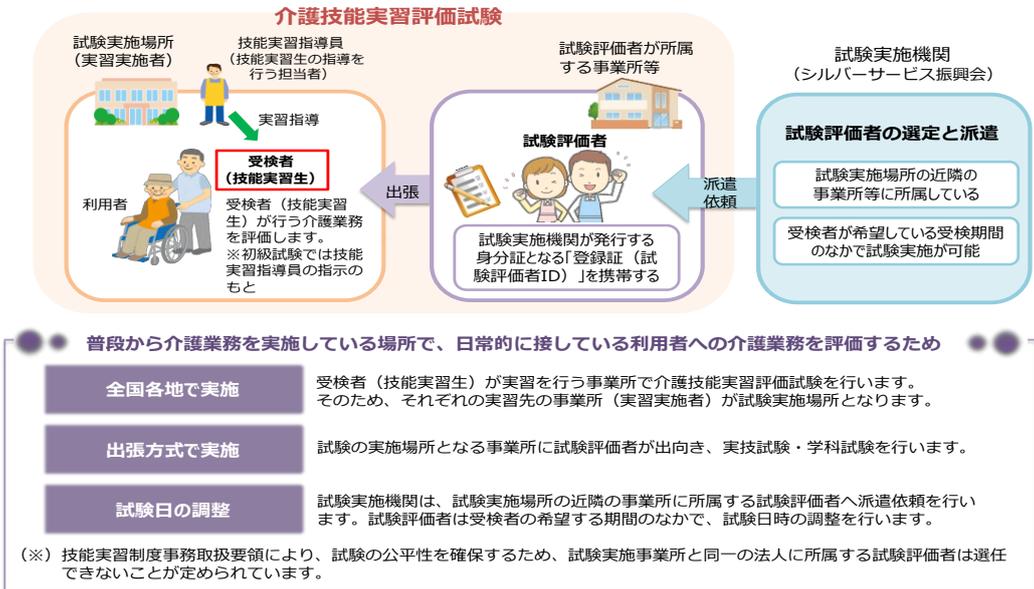
このため、介護分野の関係団体による協議の場が設けられ、こうした試験方式について丁寧な説明を行った上で業界の総意として承認されたものであった。

さらには、こうした試験実施方法については、介護現場からは、「利用者の負担が大きいのではないか」、「利用者の選定が難しい」等の意見が寄せられていたが、こちらについても、監理団体や実習実施者に対して、前述した検討経緯等について丁寧に説明がなされるとともに、利用者に対しても介護技能実習評価試験の意義や利用者にご協力いただく理由について、説明文書を交付するなどの的確な対応がなされていた。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う対応についても検証したが、適時、適切な対応がなされていた。

図表 67 試験の実施方法

【1】介護技能実習評価試験の仕組み

(3) 試験の実施方法



図表 68 介護分野における適切な評価システムとは

【1】介護技能実習評価試験の仕組み

(1) 介護技能実習評価試験 検討の経緯

介護分野における適切な評価システムとは

- 「技能実習制度」は、**実習実施機関 (技能実習指導員) による現場でのOJT**を通じて、技能実習生の出身国では修得が困難な技能等の修得・習熟・熟達を目指して実施されるものであり、「技能移転」を通じた国際貢献のしくみである。
- 「技能実習制度における移行対象職種・作業の追加等にかかる事務取扱要領 (以下、「取扱要領」という。)」においては、「評価システム」の要件として、「試験内容及び方法が、試験職種に係る技能等の習慣等の程度を測るものとして適正、客観的かつ公正であること」と示されているが、「介護」には評価に関する既存の仕組み (技能検定又はこれに代わる公的評価システム) が予め確立されていないことから、新たな公的評価システムを構築する必要があった。
- 厚生労働省に設置された「**外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会～中間まとめ～**」 (以下、「在り方検討会」という。) において、適切な公的評価システムの構築にあたっては、介護は、単なる作業ではなく、利用者の自立支援を実現するための思考過程に基づく行為であることを踏まえ、それに必要な考え方等の理解を含めて、移転の対象と考えることが適当であるとされた。
- 「技能実習制度に介護分野を追加する際の技能評価システムのあり方に関する調査研究事業報告書」 (以下、「調査研究委員会」という。) においては、「従来の技能実習制度においては、ものづくり等の対物サービスが中心であり、介護は対人サービスであるため、従来の公的評価システムとは根本的に異なることを理解しておかなければならない。」とされ、「**介護分野における技能評価においては、技能実習生の受入機関が技能実習生に対して実践力としての介護技術を教え、実技試験の評価にあたっては、技能実習の成果として、利用者の自立支援を実現するため、利用者の状態に応じた介護行為を行っているかどうかを評価すべきである**」とされた。

図表 69 介護技能実習評価試験で確認する「移転対象となる業務内容・範囲」①

介護技能実習評価試験で確認する「移転対象となる業務内容・範囲」①

(1) 我が国における「介護業務」の定義と、介護保険法における基本理念

- 「介護業務」は、身体上または精神上の障害があることにより、日常生活を営むのに支障がある人に対し、入浴や排泄、食事などの身体上の介助やこれに関連する業務をいう。
- 「介護保険法における基本理念」は、利用者の尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援すること（第1条）

(2) 介護技能実習において、移転すべき「介護技能」についての検討結果

*技能実習は、技能実習指導員による現場でのOJTを通じて、出身国では修得が困難な技能等の修得・習熟・熟達を目指すもの

➤ 厚生労働省の「在り方検討会」での基本的整理

➡ 移転対象となる適切な介護の「業務内容・範囲の明確化」についての具体的対応の在り方

- 介護は対物サービスと性格が異なることから、「作業」ではなく「業務」として整理し、移転すべき介護業務の具体的な内容を明示することが必要
- 移転の対象となる「介護」業務が、単なる物理的な業務遂行とならないよう、一定のコミュニケーション能力の習得、人間の尊厳や介護実践の考え方、社会のしくみ・こころからだのしくみ等の理解に裏付けられたものと位置づけることが重要

➡ 適切な評価システムの構築にあたっての、「介護」の技能、技術または知識の特徴の認識

- 介護は、単なる作業ではなく、利用者の自立支援を実現するための思考過程に基づく行為であることを踏まえ、それに必要な考え方等の理解を含めて、移転の対象と考えることが適当
- 評価対象については、介護にかかる動作として目視できる表層的な作業内容だけでなく、その業務の基盤となる能力、考え方も含めて評価項目、評価基準等を設定すべきである。（特に「認知症ケア」は我が国の介護技術の特徴をなすものである。）

図表 70 介護技能実習評価試験で確認する「移転対象となる業務内容・範囲」②

介護技能実習評価試験で確認する「移転対象となる業務内容・範囲」②

(前ページからの続き)

➡ 適切な実習実施機関の対象範囲の設定

- 「介護」は、日常生活上の行為を支援するものであり、多様な場で展開され得るものである。しかしながら、適切な技能移転を図るためには、移転の対象となる「介護」の業務が行われていることが制度的に担保されている範囲に限定すべき
- 実習実施機関の範囲については、「介護」の業務が関連制度において想定される範囲として、介護福祉士の国家試験の受験資格要件において、「介護」の実務経験として認められる施設に限定すべき

➡ 適切な実習体制の確保

- 介護は利用者の生命、安全に密接に関与するものであり、介護サービスの質を低下させることなく、介護業務を円滑に遂行する必要があることから、技能実習生であっても、他の日本人と同様に、安定的に確実なサービスを提供することが求められる
- 技能実習制度では、技能実習指導員の要件を「5年以上の経験を有する者」としている。しかし、介護分野においては、適切な技能移転を図るため、介護に関する専門的知識・技術を担保することを目的として、原則として介護福祉士の資格を要件とすることが適当
- 適切なOJTを実施するためには、実習実施機関に対し、自主的な規制を含め、技能移転の対象項目ごとに詳細な技能実習計画書を作成することを求めるべき

図表 71 試験の構成と各級の目標レベル

[1] 介護技能実習評価試験の仕組み

(2) 試験の構成と各級の目標レベル

介護技能実習評価試験の位置付け

- ▶ 「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下、「技能実習法」）」（第8条第2項6号）
 - ➡ 技能実習の目標は主務省令で指定する試験に合格すること

- ▶ 「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則」（第6条）
 - ➡ 技能実習法第8条第2項6号の主務省令で指定する試験は、別表第一のとおりとされた

(別表第一)

職種	作業	試験	試験実施者
介護	介護	介護技能実習評価試験	一般社団法人シルバーサービス振興会



介護業務の定義

- ▶ 身体上または精神上の障害があることにより、日常生活を営むのに支障がある人に対し、入浴や排泄、食事などの身体上の介助やこれに関連する業務をいう。

図表 72 技能実習の区分と介護技能実習評価試験

介護技能実習評価試験と日本語能力試験等の両試験に合格することが必要

介護技能実習評価試験の内容

試験実施機関：シルバーサービス振興会

- 実技試験：技能実習生が利用者に対して行う**身体介護業務**および**安全衛生業務**を試験評価者が評価
- 学科試験：「**介護業務を支える能力・考え方等**」、「**身体介護業務**」、「**身体介護以外の支援**」、「**使用する用品等**」、「**安全衛生業務**」の知識を問う（試験問題は技能実習生が理解できる程度の平易な日本語を使用）

日本語能力試験など

- 第1号技能実習から第2号技能実習への移行を希望する場合、
- ▶ 日本語能力試験N3
- ▶ 又は、日本語能力試験との対応関係が明確にされている日本語能力を評価する試験（例「J.TEST実用日本語検定」「日本語NAT-TEST」）N3相当が必須

* (注) シルバーサービス振興会では、日本語能力試験は実施していません

技能実習の区分と介護技能実習評価試験

第1号技能実習から第2号技能実習へ、第2号技能実習から第3号技能実習へそれぞれ移行するためには、技能実習生本人が介護技能実習評価試験に合格していることが必要となる。また第3号技能実習修了時には、上級試験の受検が必要となる。

介護技能実習評価試験	受検（必須）	受検（任意）
第1号修了時（初級試験）	実技試験・学科試験	
第2号修了時（専門級試験）	実技試験	学科試験
第3号修了時（上級試験）	実技試験	学科試験

図表 73 受検資格と目標レベル

受検資格	
初級試験	技能実習制度の介護職種に関し、6か月以上の実務経験を有する者
専門級試験	技能実習制度の介護職種に関し、24か月以上の実務経験を有する者
上級試験	技能実習制度の介護職種に関し、48か月以上の実務経験を有する者

※いずれの場合も、入国後講習の期間は実務経験に含まない

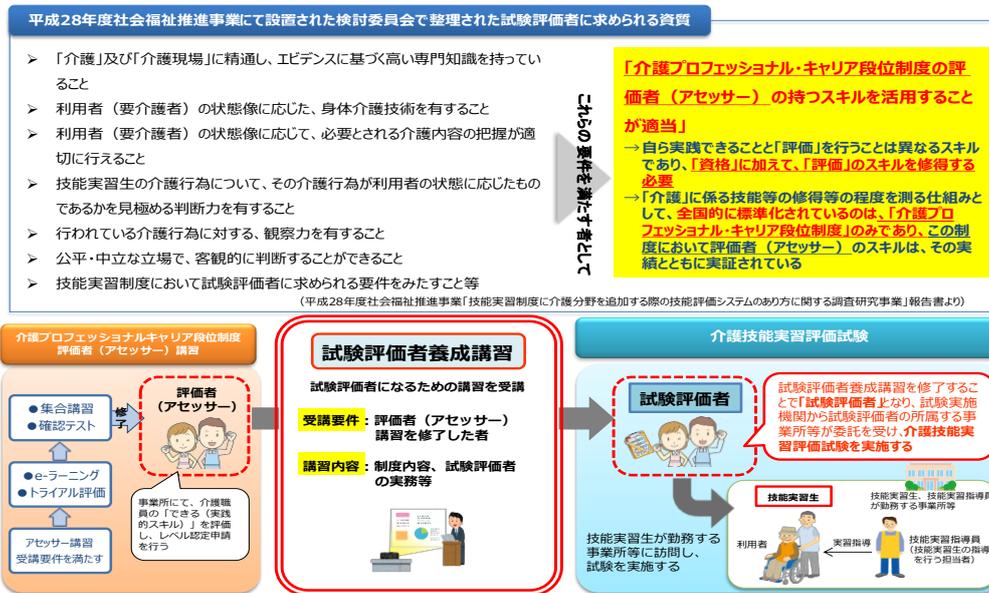
目標レベル	
試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度は、	
初級試験	指示の下であれば、決められた手順等に従って、基本的な介護を実践できるレベル
専門級試験	自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル
上級試験	自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を実践できるレベル



② 試験評価者の養成課程及び養成状況

平成28年度の「技能実習制度に介護分野を追加する際の技能評価システムのあり方に関する調査研究事業」（シルバーサービス振興会）の検討委員会においては、試験評価者に求められるスキルについて【図表74】のように整理されている。特に注目されたのは、介護技能実習評価試験の特性として「介護技能の修得状況を確認するために、普段から介護業務を実施している現場で、日常的に接している利用者への介護業務を評価する」という特性を踏まえる必要があったことと、我が国の介護職の到達点である「利用者の状態像に応じて適切なケアを提供する」ことを評価するために、高い「現認」スキルが求められたことであった。

図表 74 試験評価者に求められる資質



図表 75 評価者（アセッサー）講習の受講要件と養成プロセス

参考 「介護プロフェッショナルキャリア段位制度」評価者（アセッサー）講習の受講要件と養成プロセス

評価者（アセッサー）講習 受講要件について

- 介護プロフェッショナルキャリア段位制度レベル4以上の者
- 介護福祉士として3年以上実務に従事した経験があり、かつ、介護福祉士実習指導者講習会を修了した者（介護福祉士養成実習施設実習指導者 II の要件を満たす者）
- 実技試験に係る介護福祉士試験委員の要件に該当している者。具体的には、以下のいずれかに該当する者
 - 介護福祉士、保健師、助産師又は看護師の資格を得た後 10年以上実務に従事した経験等を有する者
 - 介護福祉士養成施設等（社会福祉士及び介護福祉士法第 40条第2項第1号から第3号までに規定する学校又は養成施設）において介護の領域の科目を5年以上教授又は指導した経験等を有する者
- 介護福祉士、保健師、助産師又は看護師の資格を得た後 5年以上実務に従事した経験等を有し、介護技術講習指導者養成講習を修了した者（介護技術講習指導者の指導者の要件を満たす者）
- サービス提供責任者、主任等（チームやユニットを管理し、部下に対して指導・助言を行う役割に就いている者）又は介護部門のリーダー（課長（係長）、フロアリーダー等）

評価者（アセッサー）講習について

評価者（アセッサー）講習の受講者は、あらかじめテキストを十分に読み込み、e-ラーニング講習に臨みます。また、e-ラーニング講習とともに、自身の介護事業所・施設でトライアル評価を実施します。その後、集合講習において、模擬評価や振り返りを行うこととしています。集合講習の中では確認テストを実施するとともに、修了者には修了証が交付されます。

事業所・施設内における評価者（アセッサー）の役割

評価者（アセッサー）は、「どういった状態の利用者に「どのようなケア」「どのくらい」提供すべきか、そして、これを提供する際に適切に介護技術が使われていたかを判断し、この状況を客観的に記録できることが求められています。

▼評価者（アセッサー）による内部評価のイメージ

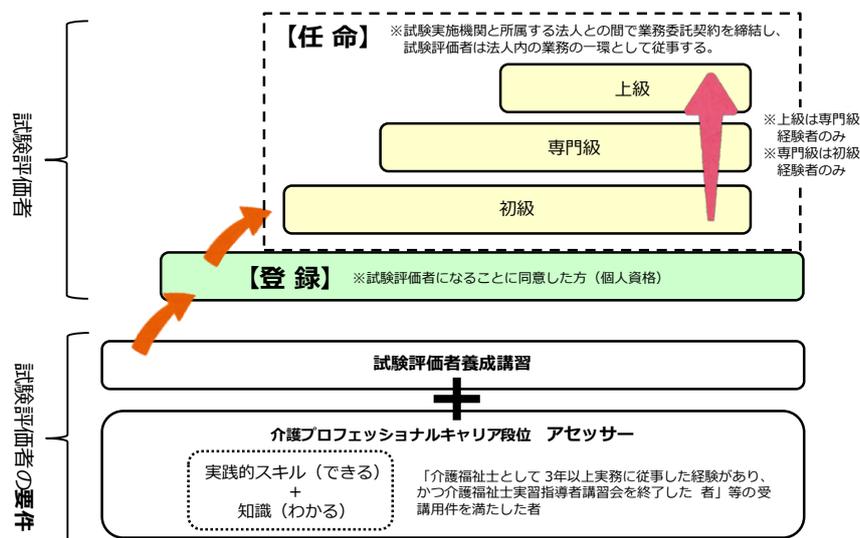


このため、試験評価者の要件及びその養成課程としては、【図表 76】に示したように、介護プロフェッショナルキャリア段位制度におけるアセッサー資格を有し、「介護技能実習評価試験 試験評価者養成講習」の全ての課程を修了した者を「試験評価者」として登録することとされている。

これは、試験評価者は、介護現場で受検生（技能実習生）が実際に利用者に対して実施している介護行為を見ながら、その場で即時的に評価を行わなければならないことから、「現認」のスキルが高く求められることから、こうした「試験評価者」の要件及びその養成課程については、介護現場で試験を実施する上では、妥当かつ適正であると考えられる。

しかしながら、「初級試験」、「専門級試験」、「上級試験」が、順次導入されてきたことから、初級試験施行時、専門級施行時に試験評価者となった者については、その後の試験に関する講習を追加しなければならないから、現在、こうしたフォローアップのための追加講習と、全ての試験について受講する講習の双方を実施している。今後は、試験件数の増加に伴う試験評価者の適時・適切な養成はもとより、試験評価者の均質化、レベルアップの取組みが重要であると考えられる。

図表 76 評価試験者養成の過程



検証結果としては、【図表 77】の図のとおり、現在のところ、試験評価者は全ての都道府県に配置されているものの、稼働の状況を見ると都道府県ごとにばらつきがみられる。これについては、技能実習生の受入れに係る情報が試験実施機関では把握しづらいという問題点や、介護キャリア段位制度のアセッサー資格者の養成状況についても、都道府県ごとにばらつきもあることが理由としてあげられた。

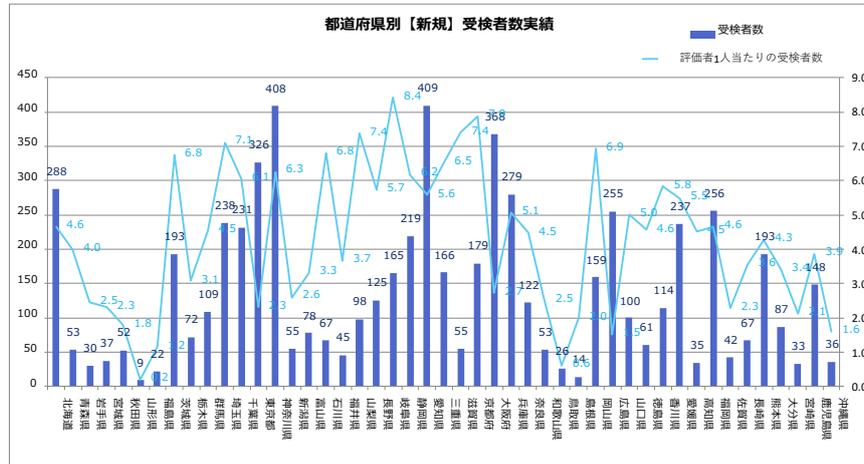
今後とも円滑かつ適正な試験実施に取り組むためには、特に試験評価者一人当たりの受検者数の多い地域を重点的に試験評価者養成に取り組む必要があると考えられる。また、介護現場を取り巻く状況の変化や、介護行為の技術的進歩も進んでいることから、試験評価者のスキルアップについても、適時、適切に取り組んでいく必要がある。

図表 77 都道府県別試験評価者1名あたりの受検者数

都道府県別試験評価者1名あたりの受検者数

※2023年9月末時点

登録者数：1,425名 任命者数：993名 任命率：69.7%



2. 「介護技能実習評価試験」の実績

(1) 「介護技能実習評価試験」の各年度の受検者数（月別・級別）の推移

我が国で初めてとなる介護技能実習評価試験は、2018年度（2019年3月）に4件の技能実習生に「初級試験」が実施された。以降、2019年度には2,206件、2020年度には4,785件、2021年度には7,226件、2022年度には9,048件と、増加傾向にあり、今後も増加が見込まれている。

図表 78 「介護技能実習評価試験」の各年度の受検者数（月別・級別）の推移

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (R5.12月末現在)	合計
初級	4	2,206	4,703	4,176	5,393	3,992	20,474
専門級	—	—	82	3,050	3,655	3,683	10,470
上級	—	—	—	—	0	87	87
合計	4	2,206	4,785	7,226	9,048	7,762	31,031

(2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響

ただし、この間、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大を受け、政府においては、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」が発令された。これに伴い、試験実施機関の対応策として、「緊急事態宣言」の対象区域及び対象期間中においては全ての試験を延期することとし、「まん延防止等重点措置」の対象区域及び対象期間中においては、原則として試験を実施するものの、試験実施が困難な場合であって、監理団体（実習実施者）又は試験評価者から申し出があった場合には、試験日時を延期する等の対応を行っていた。

また、日本国内で感染者が確認された2020年1月以降は、入国規制の強化に伴い技能実習生の入国者数は急激に減少し、水際対策としての入国制限の強化により入国者ゼロの期間が続いた。逆に、こうした入国制限が緩和された後には、入国を待機していた技能実習生の入国が一気に強まったことから、その後の試験実施に大きく影響を及ぼすこととなった。このように、この間の試験実施件数の動向は、相対的には増加傾向にあった中で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大期と重なり、その影響を大きく受ける形となっていた。

こうした状況下にも関わらず、試験日の再調整等をしながらも試験実施を継続できたことは、試験実施機関のみならず、感染リスクを抱えながらも介護現場に赴く試験評価者の弛まぬ努力があったからであると推察され、適正な運営であったと評価できるのではないかと推察される。

図表 79 技能実習生の入国者数



出入国管理庁 出入国管理統計表

https://www.moj.go.jp/isa/policies/statistics/toukei_ichiran_nyukan.html

以下に示すデータは、各年度の受検者数の推移（月別・受検級別）をグラフ化したものである。前述のとおり、試験実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が極めて大きかったことが見て取れる。

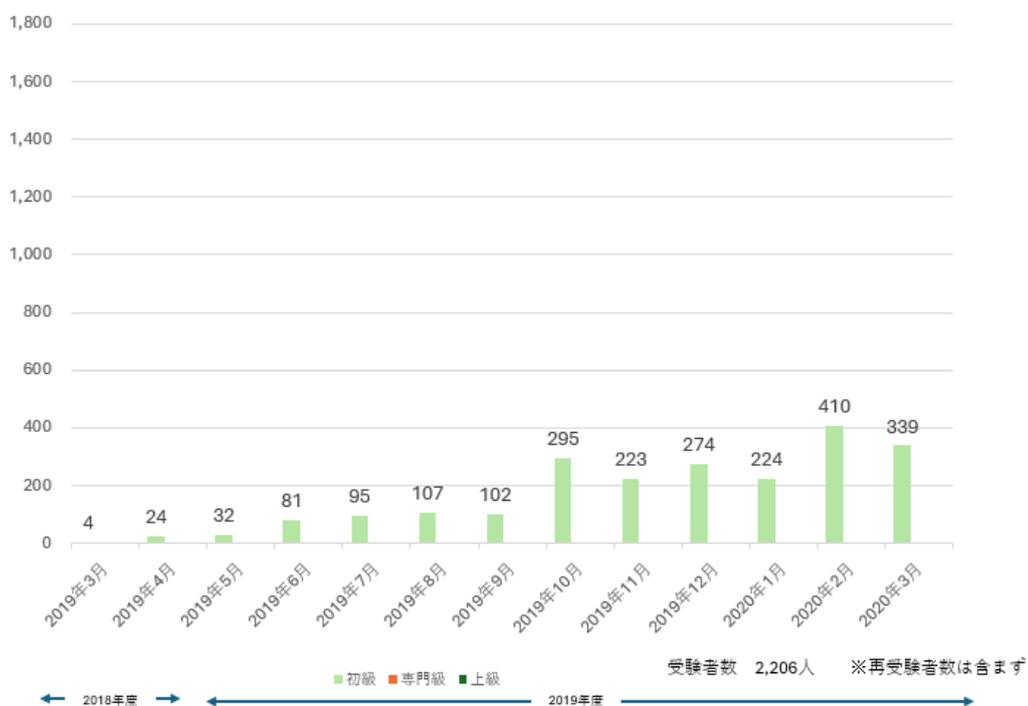
また、【図表 80～82】の「受検資格」のとおり、「初級試験」の受検生は、入国後講習を修了した後、6か月以上の実務経験を経て受検することとなるため、入国制限をはじめとして、本国で待機後に一気に入国が増加し、受検までの期間も短いことから、1か月あたりの試験実施件数が1,000件を超える月もいくつか見られるなど、感染拡大の影響が最も大きかったことがうかがえる。

「専門級試験」は24か月以上の実務経験を経て受検できるため、受検期間に幅がある分、結果として受検時期を平準化するように調整が図られたことがうかがえる。

「上級試験」については、優良管理団体や優良実習実施者の下で48か月以上の実務経験を経なければ受検できない上、「専門級試験」に合格すれば、特定技能制度に移行できるほか、上級試験の受検前であっても、それまでに3年以上の実務経験があれば介護福祉士国家試験の受検資格を得られ、合格できれば在留資格「介護」に移行できることとなるため、受検する者が少ない傾向が見られる。このように、介護技能実習評価試験では、受検生、試験評価者、技能実習指導員（初級の場合立合い）の3者の日程調整が難しく、在留期限もある中、適正に試験実施がなされていた。

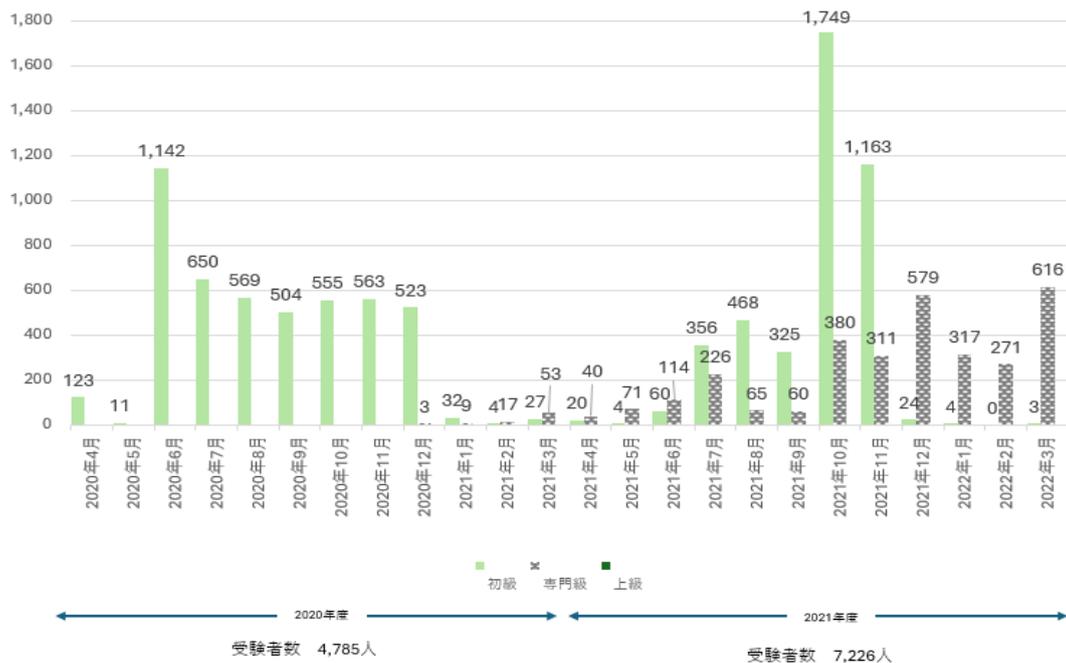
図表 80 月別受検者数 2018-2019 年度

介護技能実習評価試験 月別受検者数 2018-2019年度



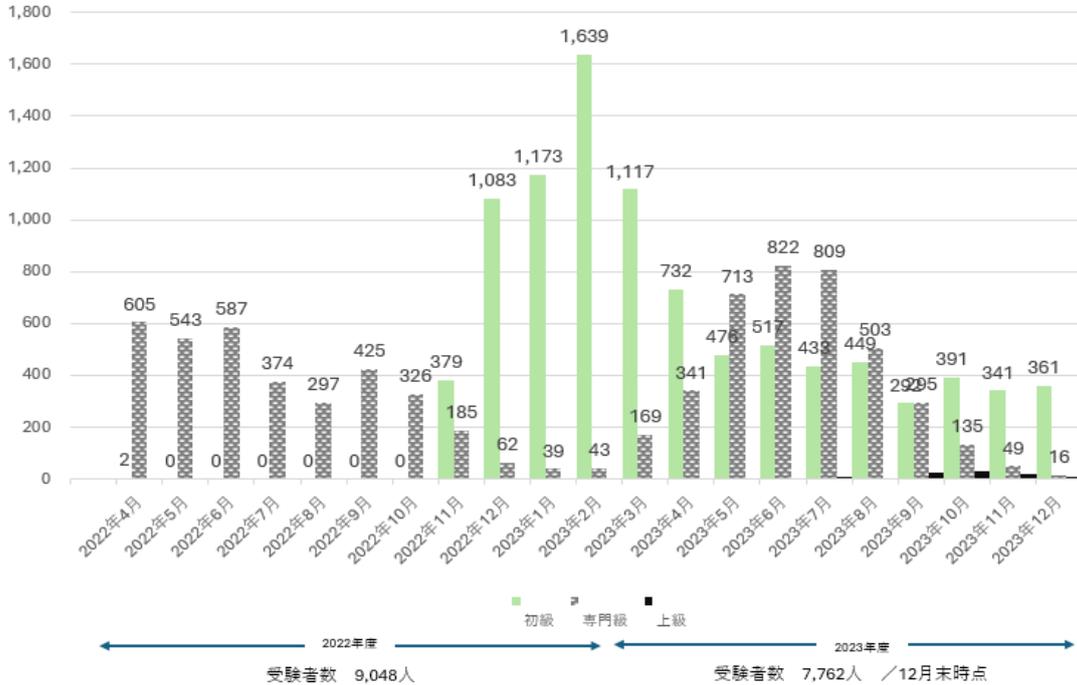
図表 81 月別受検者数 2020-2021 年度

介護技能実習評価試験 月別受検者数 2020-2021年度



図表 82 月別受験者数 2022-2023 年度

介護技能実習評価試験 月別受験者数 2022-2023年度



図表 83 「介護技能実習評価試験」の実施状況

「介護技能実習評価試験」の実施状況

	本年度実績 (2023年12月末現在)	2022年度実績	累計 (2019年3月～)
初級試験 2019年3月施行	3,992件 (内 3,889件合格)	5,393件 (内 5,190件合格)	20,474件 (内 19,964件合格)
合格率	97.4%	96.2%	97.5%
専門級試験 2020年12月施行	3,683件 (内 3,648件合格)	3,655件 (内 3,622件合格)	10,470件 (内 10,369件合格)
合格率	99.0%	99.1%	99.0%
上級試験 2023年7月施行	87件 (内 86件合格)	0件	87件 (内 86件合格)
合格率	98.9%	—	98.9%
合計	7,762件	9,048件	31,031件

※初級は、学科試験・実技試験ともに必須であるため、「実績」には「学科・実技両方の受験件数」を表記している。
※専門級・上級は、学科試験の受験が任意となるため、数値表記は以下のとおりとしている。

- *1 「実績」には「学科・実技両方の受験件数」「実技のみの受験件数」が含まれる。
- *2 「合格率」は実技試験に合格した者のみで算出。(例) 学科→不合格、実技→合格の受験者の場合は「合格」
- *3 「不合格件数」は実技試験が不合格だった者のみを表記>(*2の例では、不合格件数には含まれない。)

※数値は初回受験時のものとし、不合格者の再受験件数は含まれない。

3. 「介護技能実習評価試験」の全体構成

(1) 「初級試験」「専門級試験」「上級試験」の概要とレベルの考え方

名称	介護技能実習 評価試験（初級）	介護技能実習 評価試験（専門級）	介護技能実習 評価試験（上級）	
活用目的	技能実習1年目の 修得技能等の評価	技能実習3年目の 修得技能等の評価	技能実習5年目の 修得技能等の評価	
学科試験	日本語能力試験のN4程度		日本語能力試験のN3程度	
	日本語とする（漢字かな交じり+漢字にルビ） ・受検生が理解できる程度（*注1）の平易な日常の言葉（「主語」+「修飾語」+「述語」程度）とし、口語体を用いる。 ・漢字かな交じり及び漢字にはルビを表記する。なお、介護現場にて使用頻度の高い用語については、漢字を用いた問題とする。 受検生の日本語能力に配慮し、初級においては、単語、文章を明らかにし読みやすくするため、「わかち書き」とする。 受検生の日本語能力に配慮し、初級においては、ローマ字併記（ヘボン式）をする。 「介護技能実習評価試験問題作成要領」より抜粋			
	解答方法	真偽法 （○×式）	多肢選択法（3択）	
	問題数	20問	30問	50問
	試験時間	60分		90分
実技試験	試験方法			
	受検生の実際の業務を現認し評価する試験+判断等試験（*注2）			
	試験時間			
	60分			
合格基準	【学科試験】65点以上の得点 【実技試験】60点以上の得点			
合否判定期間	試験後10~25日			
受検資格	技能実習制度の介護職種に関し、実務経験6ヶ月以上	技能実習制度の介護職種に関し、実務経験24ヶ月以上	技能実習制度の介護職種に関し、実務経験48ヶ月以上	
評価する技能レベル	指示の下であれば、決められた手順等に従って、基本的な介護を実践できるレベル（技能検定基礎級相当）	自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル（技能検定3級相当）	自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を実践できるレベル（技能検定2級相当）	

（*注1）「受検生が理解できる程度」とは、厚生労働省告示第320号で定められた日本語要件に準じる。

（厚生労働省告示第320号）

第1号技能実習「日本語能力試験のN4に合格している者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者であること」

第2号技能実習「日本語能力試験のN3に合格している者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者であること」

（*注2）「判断等試験」とは、排泄や入浴等利用者のプライバシーに特に配慮が必要な身体介護業務や、事故等への対応等実際に発生していなくてもその技能・知識の習得を評価しなければならない項目について、写真や画像等を用いて、受検生の実際的な判断を評価する手法のこと。

(2) 「学科試験問題」「実技試験課題」の審議プロセス

① 「作問会議」

事務局（介護福祉士、精神保健福祉士含む）が、評価試験委員会の委員（1名）の指導・助言を受けながら学科試験問題、実技試験課題の原案を作成する。



② 「介護技能実習評価試験委員会」

委員総数（8名）
委員構成：介護、看護、心理、日本語の学識者・専門職から構成

審議事項：

- ・「学科試験問題」「実技試験課題」「過去問題の提示」について
- ・作問会議の原案に対して、妥当性、適正性、難易度等について検証
- ・パターンの設定と均質性の検証
- ・日本語表記についての検証



③ 「介護技能実習評価委員会」

委員総数（6名）
委員構成：福祉行政、労働政策、介護、日本語の学識者、専門職から構成

審議事項：

- ・「介護技能実習評価試験」の制度全般について審議し、最終的に決定する。
- ・評価試験委員会の案に対して、改めて検証
- ・日本語表記についても、改めて検証
- ・制度全般にわたる各種事項の審議

(3) 学科試験に関する検証

① 学科試験の範囲と内容（「初級」・「専門級」・「上級」共通事項）について

学科試験は、単に専門的な知識の有無を評価するものではなく、作業の遂行に必要な正しい判断力及びそれに関する知識の有無を評価することとしている。

前述したとおり、技能実習の範囲と内容については、「外国人技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則」第10条第2項第2号で、技能実習生が業務に従事する総時間における配分に合わせて、「必須業務」（1/2以上）、「関連業務」（1/2以下）、「周辺業務」（1/3以下）と定められている。介護技能実習評価試験においては、厚生労働省の「審査基準」に準拠する形で、学科試験の「出題基準」が定められている。

この「出題基準」は、その標準的な範囲と内容について、「介護とは、単なる作業ではなく、利用者の自立支援を実現するための思考過程に基づく行為」であることを踏まえ、それに必要な考え方の理解が必要なことから、総合的・多面的に出題することとされている。

これらの基本的な考え方にに基づき、これまで策定された学科試験問題の範囲と内容、技能実習の総時間における「必須業務」「関連業務」「周辺業務」の配分、日本語レベル等について検証したが、「介護技能の修得状況を確認するために、普段から介護業務を実施している現場で、日常的に接している利用者への介護業務を評価する」という特性を踏まえ、妥当かつ適切に策定されていると評価できる。また、学科試験問題の審議プロセスも重層的であり適切である。

【学科試験問題の範囲と内容】

「介護技能実習評価試験問題作成要領」を基に作成

範囲	業務の割合	具体的介護行為の項目
		「初級」：初歩的な知識のレベルにて内容を整理する 「専門級」：基礎的な知識のレベルにて内容を整理する 「上級」：実践的な知識のレベルにて内容を整理する
I. 介護業務を支える能力・考え方に関する知識		① 人間の尊厳と自立支援の理解 ② コミュニケーションの理解 ③ 社会と生活の理解 (「上級」において「介護サービス」を追加) ④ ところとからだのしくみ等の理解 (「上級」において「認知症の理解」を追加)
必須業務 II. 身体介護業務に関する知識	全体の 2/1 以上	① 身じたくの介護に関する実践的な知識 ② 移動の介護に関する実践的な知識 ③ 食事の介護に関する実践的な知識 ④ 入浴・清潔保持の介護に関する実践的な知識 ⑤ 排泄の介護に関する実践的な知識 ⑥ 利用者特性に応じた介護に関する知識
関連業務 III. 身体介護以外の業務に関する知識	全体の 2/1 以下	① 掃除、洗濯、調理などに関する実践的な知識 ② 機能訓練の補助、レクリエーションに関する実践的な知識 ③ 情報収集に関する実践的な知識 ④ 記録・報告に関する実践的な知識
周辺業務 IV. 使用する用品等に関する知識	全体の 3/1 以下	① 施設にある用品等に関する実践的な知識
V. 安全衛生業務	各業務の 10%以上	① 安全衛生に関する実践的な知識 ② 衛生管理に関する実践的な知識

また、試験評価者が円滑かつ適正に試験監督ができるよう、同日、同一試験会場において実施できる試験数は、原則 3 人までとしている。さらに、法人の介護技能実習評価試験の施行以降の年度ごとの月別受検者数の推移を見てもわかるように、試験件数が増加していることから、それぞれの年度の受検者数見込みに応じて、学科試験問題を複数作成し、近接する試験日や試験会場において重複しないよう配慮することとしている。

【参考】 試験のパターン数の例 (令和 5 年度)

- 「初級試験」・・・ 6 パターン
- 「専門級試験」・・・ 6 パターン
- 「上級試験」・・・ 3 パターン

このため、学科試験の出題については、それぞれの試験のパターンごとに、合格率、正答率を検証しながら、各パターン均質性についても配慮することとしている。

各年度に実施された試験結果の「合格率」「正答率」について、事務局から提示された各種データを基に検証したが、「合格率」は「初級」「専門級」「上級」のいずれにおいても極めて高いことが確認された。「正答率」においても概ね高かったが、一部、低いものが見られた。こうした問題の検証や、各パターンの均質性の検証も含めて、それぞれのデータが「介護技能実習評価試験委員会」にフィードバックされ、分析された後に、修正や問題の入れ替え等も適切に実施されており、問題ないものと認められた。

② 学科試験の実施方法について

- 現在、使用されている「学科試験問題」、「学科試験解答用紙」とともに確認したが、「外国人技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則」に定められた事項、日本語表記等の基準に照らして適切に作成されていた。出題形式（解答方法、問題数、試験時間、試験問題の表記に係る文字の大きさや図表の示し方等）についても、実施にあたって特に大きな問題は発生しておらず適切であった。
- 「学科試験問題」のパターン分けについては、それぞれのパターンに振り分けられるカテゴリー構成、各設問の難易度、日本語レベル等についても、妥当であり、また均質性があるものと認められた。

③ 出題形式（回答方法、問題数、試験時間）について

- 回答方法については、初級試験、専門級試験は×の真偽法、上級は3択の多肢選択法を用いているが、合格率、正答率のデータを検証した結果、特に問題も見受けられておらず、妥当かつ適正であるものと考えられる。
- 問題数については、初級試験（20問）、専門級試験（30問）について、合格率、正答率のデータに加え、試験時間（初級試験、専門級試験ともに60分）との検証も行ったが、特に問題も見受けられておらず、こちらについても妥当かつ適正であるものと考えられる。
- 上級試験の出題形式については、本格施行からの時間が短く86件のデータしかないため、検証としては十分ではないものの、特に問題も見受けられていないことから、妥当かつ適正であるものと考えられる。
- 上級試験の多肢選択法（3択）においては、原則として「正答：1」「誤答：2」として出題されており、一部、イラスト問題において、「正答：2」「誤答：1」も可とされていた。これについては、イラスト問題の特性として妥当であり、これまでの実施状況をみても特に問題も生じていないことから、現状のままよいと考えられる。

(4) 実技試験に関する検証

① 実技試験の範囲と内容（「初級」・「専門級」・「上級」共通事項）

実技試験は、【図 84】のとおり、受検生が実際に利用者に対して行う「身体介護業務」及び「安全衛生業務」等について、試験評価者が介護現場で現認しながら評価する試験となっている。

実技試験課題として、大きく「身体介護業務」、「安全衛生業務」に分類され、さらに介護行為が細分化されて課題が整理されているが、これは、「介護職種」の追加にあたり、厚生労働省で定めた移転すべき「介護業務の定義」及び「審査基準」に準拠しており、また、入国後最大5年間に修得すべき技能としては妥当であると考えられる。

また、介護技能実習評価試験の試験実施機関である一般社団法人シルバーサービス振興会が、令和4年度に実施した「外国人介護人材の受入れに伴う現場での指導（OJT）の実態に関する調査研究事業」において、技能実習生の受入れを行っている実習実施者（介護事業所・施設等）では、通常から一定の教育指導体制が構築されており、技能実習生に対する現場でのOJTの体制についても、制度基準よりも手厚い指導体制で臨んでいることが確認されている。

図表 84 実技試験について（共通事項）

実技試験について（共通事項）

【3】実技試験		試験評価者養成講習
(1) 実技試験の範囲と内容		
実技試験とは		
➢ 受検者が実際に利用者に対して行う 身体介護業務 および 安全衛生業務 等を評価する試験		
I. 身体介護業務	II. 安全衛生業務	
① 身じたくの介護	① 事故防止・安全対策	
② 移動の介護	② 感染対策	
③ 食事の介護		
④ 入浴・清潔保持の介護		
⑤ 排泄の介護		
⑥ 利用者特性に応じた対応（認知症・障害等） ができること		
➢ 排泄等利用者のプライバシーに特に配慮が必要な身体介護業務や、事故等の対応等実際に発生していなくてもその技能・知識の習得を評価しなければならない項目については、実際的な判断等を試験するために判断等試験にて実施		
➢ 試験課題は、毎年度、各級の試験範囲の中から複数の課題が選定され、試験課題となる。		
➢ 試験課題は、試験実施機関に設置される「介護技能実習評価委員会」にて決定される。		

次に、【図表 85】の「初級」、【図表 86】の「専門級」、【図表 87】の「上級」のそれぞれの「実技試験の範囲」及びレベルの違いについても検証した。初級試験をベースとして、専門級試験、上級試験と項目が追加されるとともに、個々の項目についても課題の難易度が上げられており、それぞれの技能実習期間内に修得すべき技能としては妥当であると考えられる。

また、前述のとおり、高い合格率や技能実習生に対する現場でのOJTの体制をみても、試験課題のレベルが十分に指導できているものと考えられる。

図表 85 実技試験範囲（初級）

実技試験の範囲（初級）	
初級	
<p>I. 身体介護業務</p> <p>① 身じたくの介護</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 洗面の介助（顔の清拭の介助）ができること 2. 座位での上衣の着脱の介助ができること <p>② 移動の介護</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 体位変換（仰臥位から側臥位の介助）ができること 2. 起居の介助ができること 3. 車いすの移動の介助ができること <p>③ 食事の介護</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 食事の介助ができること <p>④ 入浴・清潔保持の介護</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 手浴の介助ができること 2. 足浴の介助ができること <p>⑤ 排泄の介護</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. おむつ交換ができること 	<p>II. 安全衛生業務</p> <p>① 事故防止・安全対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. リスク管理（事故対応）ができること 2. 車いすの点検ができること <p>② 感染対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 適切な手洗いができること

図表 86 実技試験範囲（専門級）

実技試験の範囲（専門級）	
★赤字は、初級から追加された項目	
<p>専門級</p> <p>I. 身体介護業務</p> <p>① 身じたくの介護</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 洗面の介助（顔の清拭の介助）ができること 2. 座位での上衣の着脱の介助ができること 3. 仰臥位での着脱の介助ができること <p>② 移動の介護</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 体位変換（仰臥位から側臥位の介助）ができること 2. 起居の介助ができること 3. 車いすへの移乗の介助ができること 4. 車いすの移動の介助ができること 5. 歩行の介助ができること <p>③ 食事の介護</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 食事の介助ができること <p>④ 入浴・清潔保持の介護</p>	<p>1. 手浴の介助ができること</p> <p>2. 足浴の介助ができること</p> <p>3. 入浴の介助ができること</p> <p>⑤ 排泄の介護</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. おむつ交換ができること 2. トイレでの排泄の介助ができること <p>II. 安全衛生業務</p> <p>① 事故防止・安全対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. リスク管理（事故対応）ができること 2. 車いすの点検ができること 3. 咳やむせこみの対応ができること <p>② 感染対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 適切な手洗いができること 2. 感染対策ができること

図表 87 実技試験範囲（上級）

実技試験の範囲（上級）

★赤字は、専門級から追加された項目

上級	
<p>I. 身体介護業務</p> <p>① 身じたくの介護</p> <ol style="list-style-type: none"> 洗面の介助（顔の清拭の介助）ができること 座位での上衣の着脱の介助ができること 仰臥位での着脱の介助ができること 口腔ケアができること <p>② 移動の介護</p> <ol style="list-style-type: none"> 体位変換（仰臥位から側臥位の介助）ができること 起居の介助ができること 車いすへの移乗の介助ができること 車いすの移動の介助ができること 歩行の介助ができること 身体の特性に応じた移乗の介助ができること <p>③ 食事の介護</p> <ol style="list-style-type: none"> 食事の介助ができること <p>④ 入浴・清潔保持の介護</p> <ol style="list-style-type: none"> 手浴の介助ができること 	<ol style="list-style-type: none"> 足浴の介助ができること 入浴の介助ができること 身体清拭ができること <p>⑤ 排泄の介護</p> <ol style="list-style-type: none"> おむつ交換ができること トイレでの排泄の介助ができること <p>⑥ 利用者特性に応じた対応（認知症・障害等）ができること</p> <p>II. 安全衛生業務</p> <p>① 事故防止・安全対策</p> <ol style="list-style-type: none"> リスク管理（事故対応）ができること 車いすの点検ができること 咳やむせこみの対応ができること ヒヤリハットと事故の記録及び説明ができること <p>② 感染対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 適切な手洗いができること 感染対策ができること

図表 88 実技試験の評価基準比較について

【参考】 実技試験の評価基準の比較について

	初級	専門級	上級
指示の有無	技能実習指導員の指示の下、受検者が利用者に対して行う介助および安全衛生業務を試験評価者が評価する。	技能実習指導員の指示を受けない状況下で、受検者が利用者に対して行う介助および安全衛生業務を試験評価者が評価する。	技能実習指導員の指示を受けない状況下で、受検者が利用者に対して行う介助および安全衛生業務を試験評価者が評価する。 また、その行った行為（介助）を選択した根拠の理解も評価する。
評価項目・評価基準の違い		<ul style="list-style-type: none"> 「利用者への介助の説明と同意」では、その介助を行う目的も含めて説明していること。 「利用者の体調の変化と痛みの有無の確認」では、対応が必要な場合には対応していること。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の特性に応じた介助を行い、その配慮した点を説明できること。
体調の確認	利用者に体調の確認を行い、技能実習指導員に報告している。	利用者に体調の確認を行っている。	利用者に体調の確認を行っている。
介助の説明と同意	これから行う介助について、説明をして、同意を得て、その結果を技能実習指導員に報告している。	これから行う介助について目的も含めて説明をして、同意を得ている。	「体調確認」で得られた内容を踏まえ、利用者の目ごとの変化や状態を総合的に判断して、これから行う介助を決定し、これから行う介助について目的も含めて説明をして、同意を得ている。
利用者への確認	介助中、利用者に体調の変化と痛みの有無を確認し、変化や痛みがあった場合には技能実習指導員に報告している。	介助中、利用者に体調の変化と痛みの有無を確認し、変化や異常がある場合は対応している。	介助中、利用者に体調の変化と痛みの有無を確認し、変化や異常がある場合は対応している。
報告	行った介助について技能実習指導員に報告している。	—	—
特性に応じた対応	—	—	<ol style="list-style-type: none"> 「体調確認」、「介助の説明」、「利用者への確認」の場面以外でも、利用者の特性に応じたコミュニケーションをとっている。 介助中、利用者に合わせてどのような点に配慮したか説明できる。

- 実技試験の試験課題については、「試行試験」を実施し、厚生労働省人材開発統括官の下に設置された「技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議」において、その妥当性、適正性が確認されなければ、試験課題とできないこととされている。介護技能実習評価試験においては、制度の施行までの間に全ての試験課題について試行試験を終えられていないこと、施行後も新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、残りの試験課題の試行試験が実施できていないことから、できる限り早期に実施されることが望ましい。しか

しながら、現在、法務省において技能実習制度の見直し作業が進められていることもあり、その実施については、こうした動向を踏まえながら検討すべきである。

- 現在、上級試験で行われている実技試験の試験課題に含まれていない「⑥利用者特性に応じた対応（認知症・障害等）」について、現在、実施している試験課題との関係も含めどうとらえればよいかとの課題があった。これについては、現在、実施している試験課題において、「利用者票」を基に、利用者特性を確認した上で評価が実施されており、「⑥利用者特性に応じた対応（認知症・障害等）」と同等の評価が実施できているものと解釈してよいのではないかと考えられる。「利用者特性」について、これ以上の細分化は難しいのではないかと考えられる。

② 実技試験の実施方法について

- 前述のとおり、実技試験は、介護現場において実際に受検生（技能実習生）が利用者へ提供する介護行為を、試験評価者が「現認」しながら評価を行う手法を用いている。これについて、「利用者への負担が大きいのではないか」、「利用者の選定が難しい」との意見が寄せられているとのことであった。こうした課題に対する事務局の対応を確認したが、利用者の同意を得ることはもちろん、特定の利用者に集中しないように調整しているとのことであった。また、事前の相談に対して、個別に状況を把握し、実施可能な方法を提案するなど、課題に真摯に向き合い、利用者の負担軽減と技能実習生の保護（試験を実施できないことのないようにする）を目的に、適時・適切に対応されていることが確認できた。
- また、実技試験については、入浴、排泄等のプライバシーに特段の配慮が必要な身体介護業務や、再現性が難しい「事故防止・安全対策」、「感染対策」については、「現認」に代替する評価方法として、図やイラスト、写真等を示して、実際的な判断等を行わせる「判断等試験」を実施している。しかしながら、この図やイラスト写真等の解釈において主観的ブレ（正誤の判断）が生じ、想定した解答以外の答えが出る場合がある。これについては、介護技能実習評価試験委員会（主に委員長）に諮り、可否を判定しているとのことであった。さらには、事務局において試験評価者の意見交換等を実施し、「判断等試験」の実施場面における受検生の反応や質問等についてヒアリングを行うなど、課題に対応しながら、適宜、図やイラスト写真等の修正を図り、介護技能実習評価試験委員会（主に委員長）に報告の上、指導助言を受けていた。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、感染症対策として施設関係者以外の施設内立ち入りが長期間認められず、試験が実施できない等の状況が発生した。こうした場合の対応についても、受検生（技能実習生）を同一法人内の別の事業所へ一時的に配置転換するなど、技能実習生の保護（試験を実施できないことのないようにする）を第一に、臨機応変な対応がなされていた。
- このほか、実技試験の実施方法に関する今後の課題としては、以下の点が指摘される。
 - 実技試験の実施時間が短い場合の、試験実施の状況について別途検証が必要である。
 - 実際の実技試験の場面の検証を行うことも必要ではないか。

(5) 合格率の検証

学科試験の可否については、試験評価者は試験会場で採点せず、回収した「解答用紙」を直接、試験実施機関に送付することとなっている。また、初級・専門級については真偽法、上級については多肢選択法（三択）が用いられており、記述式回答のような採点者による主観的なブレも生じないものとなっている。さらには、一括して試験実施機関において「解答用紙」を採点していることや、試験評価者からの「試験実施報告書」も提出させて、試験時間や、不正の有無等の報告（チェック）もされていることから、公正、公平かつ適正に実施されているものと認められる。【図表 89】のように受検者数に対する合格者の割合である合格率は毎年度算出されており、いずれの年度も高い合格率となっている。

この高い合格率についても検討したが、それぞれ一定期間、技能実習指導員の指示・指導のもと技能実習を実施してきた上で受検しているものであり、移転すべき技能の修得状況を確認するための試験としての観点からみれば、適正な技能実習が行われていることの証左となるのではないかと考えられる。

図表 89 技能実習評価試験（初級）の学科試験・実技試験別の合格率

【初級】学科試験

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	合計
受検者数	4	2,206	4,703	4,176	5,393	16,482
合格者数	4	2,179	4,629	4,107	5,215	16,134
不合格者数	0	27	74	69	178	348
合格率	100.0%	98.8%	98.4%	98.3%	96.7%	97.9%
再受検者数	0	20	78	69	140	307
合格者数	0	19	77	63	135	294
不合格者数	0	1	1	6	5	13
合格率	-	95.0%	98.7%	91.3%	96.4%	95.8%

【初級】実技試験

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	合計
受検者数	4	2,206	4,703	4,176	5,393	16,482
合格者数	4	2,202	4,687	4,158	5,367	16,418
不合格者数	0	4	16	18	26	64
合格率	100.0%	99.8%	99.7%	99.6%	99.5%	99.6%
再受検者数	0	3	14	18	22	57
合格者数	0	3	14	18	21	56
不合格者数	0	0	0	0	1	1
合格率	-	100.0%	100.0%	100.0%	95.5%	98.2%

※初級の学科試験・実技試験別にそれぞれの合格者数・不合格者数から合格率を算出したものを表記。

※「受検者数」は初回受検時、「再受検者数」は初回不合格者が2回目に受検時の数値を表記。

(6) 正答率の検証

正答率の調査については、「初級」「専門級」「上級」それぞれの施行時期が異なることから、それぞれの施行の後に一定の調査客体を抽出し、各問題について正答率が算出されていた。

これらの正答率のデータ検証については、介護技能実習評価試験委員会に報告され、60%未満のものを正答率が低い問題と位置付け、問題ごとに正答できなかった理由について、審議がなされ、その結果を踏まえた対応として、必要に応じて問題文の修正や、問題そのものを入れ替えるなどの対応が行われていた。

本報告書においては、試験問題の秘匿性の関係から、検証結果のみを記載することとした。

【初 級】・・・2020 年度（6 月の受検者 1,162 名分）

【専門級】・・・2021 年度（6 月・7 月の受検者 230 名分）

【上 級】・・・2023 年度（7 月～2 月の受検者 86 名分）

図表 90 技能実習評価試験の階級別正答率の内訳

【初級】 20 問中の正答率内訳

正答率	70%以上	69.9～60%	59.9～50%	49.9%以下	合計
パターン1	16	2	0	2	20
パターン2	19	1	0	0	20
パターン3	18	1	1	0	20
パターン4	19	0	1	0	20
パターン5	17	3	0	0	20
パターン6	18	0	1	1	20
パターン7	18	1	0	1	20
パターン8	19	1	0	0	20

【専門級】 30 問中の正答率内訳

正答率	70%以上	69.9～60%	59.9～50%	49.9%以下	合計
パターン1	27	2	1	0	30
パターン2	28	0	1	1	30
パターン3	28	1	1	0	30
パターン4	25	0	4	1	30

【上級】 50 問中の正答率内訳

正答率	70%以上	69.9～60%	59.9～50%	49.9%以下	合計
パターン1	39	5	5	1	50
パターン2	42	2	2	4	50

※2020 年度における初級の試験パターンは 8 パターンであった。

※2021 年度における専門級の試験パターンは 4 パターンであった。

※2023 年度における上級の試験パターンは 3 パターン作成したが、実施件数が少ないため、2 パターンのみ使用した。

また、「寝食分離」の考え方など重要な知識や基本的な介護の理念に関する問題については、正答率の推移を継続して確認しながら出題し続けることで、当該技能に関する介護現場での理解度の推移を確認できる（インジケータ的機能を果たす）とされるなど、介護現場の質の維持にも配慮がなされていた。

こうした正答率の検証は、今後も一定の期間ごとに実施する必要があり、その過程で、正答率の高い問題、低い問題についての取扱いについても引き続き検証が必要である。

なお、上級試験の正答率は、今回初めて調査を行ったことから、初級・専門級同様に次年度の試験委員会で報告し、検証を行う予定であると報告された。

さらに、正答率の取扱いに関する今後の課題としては、以下の点が指摘される。

- 設問の難易度の確認のために引き続き、問題ごとの正答率の検証は必要である。
- 「介護の日本語（専門用語）」に関する理解度に関しては、別途検証する必要があるのではないかと。
- 正答率の低い問題については、これまでと同様に、介護技能実習評価試験委員会に報告の上、適切な対応を図ることが必要である。また、正答率 100%の問題については、同委員会において、別途、その妥当性に関する検証が必要ではないかと。

(7) 「合格率」「正答率」のデータと合わせた検証について

① 学科試験問題の構成比率等について

「必須業務」（1/2 以上）、「関連業務」（1/2 以下）、「周辺業務」（1/3 以下）の配分比率については、「介護職種」の学科試験として、特に問題ないものと考えられる。また、それぞれのカテゴリー区分ごとに策定されている個々の学科試験問題の範囲と内容についても、適正に網羅されており、パターン分けされた問題ごとの合格率、正答率を検証した結果、妥当かつ適正であると考えられる。ただし、継続的な検証は必要である。

② 学科試験問題の範囲と内容及びレベル感について

問題作成の考え方については、初級、専門級、上級ともに、下記のような問題作成の基本方針（考え方）に基づき策定されている。これまでに策定された試験問題は、それぞれの考え方に合致しており、合格率、正答率を検証しても、妥当かつ適正であると考えられる。ただし、継続的な検証は必要である。

	初級	専門級	上級
問題作成の基本方針 (考え方)	1 年目は技能実習指導委員の指示の下で介護常務を行うことから、「介護職員初任者研修」の考え方・内容を参考に、初歩的に理解し、実践につながる問題とする。	「基礎的」な知識として、初級よりも把握しておくべき範囲が広がり、問題数も拡大することとなる。併せて、基本介護の問題では、介助を行う「目的」が含まれた内容にした問題とする。	「実践的」な知識が備わっているかを確認するため、より具体的な利用者の状況や環境等について場面の設定をした上で、複数の選択肢の中から正しい答えを選択できるかという問い方をした問題とする。

③ 実技試験課題の範囲と内容及びレベル感について

実技試験課題作成の考え方については、初級、専門級、上級ともに、大きく「身体介護業務」、「安全衛生業務」に分類され、さらに介護行為が細分化されて課題が整理されており、これは、厚生労働省で定めた移転すべき「介護業務の定義」及び「審査基準」に準拠するとともに、問題作成の基本方針（考え方）に合致しており、合格率、正答率を検証しても、妥当かつ適正であると考えられる。ただし、継続的な検証は必要である。

④ 実技試験課題としての「判断等試験」の検証について

「判断等試験」については、その解釈において主観的ブレ（正誤の判断）が生じ、想定した解答以外の答えが出る場合があることが確認されており、事務局において、その可否について適切に対応していることが確認された。このため、今後とも、正答率を検証する過程において、どういった図やイラスト、写真等に主観的ブレが生じているのかについて、個々の試験課題ごとに詳細な分析を行っていくことが求められる。